地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書 <2022年 12月 1日 現在 >

1. 施設の目的及び運営方針

(1)施設の目的

当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(2)運営方針

当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努めます。施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村等保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることを方針とします。

2. アメニティいわどの概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	アメニティいわど
所在地	長崎県南島原市加津佐町乙9番地
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (介護保険事業者番号 第4292500081号)

(2) 同施設の職員体制

		資格	常勤	兼務	非常勤	計
管理者		社会福祉施設長資格		1名		1名
		社会福祉主事		1石		1泊
医師	fi				1名	1名
生泪	后相談員	介護支援専門員		1名		1名
計画	担当介護支援専門員	介護支援専門員		1名		1名
栄養	走士	管理栄養士		1名		1名
機能	:訓練指導員	看護師		1名		1名
歯科	衛生士	歯科衛生士			1名	1名
事務	S職員			1名		1名
	看	護師		2名		2名
介護	介護	介護福祉士		17名	1名	18名
· •	実務者研	T修終了者		4名	0名	4名
看	ホームヘルパー2級・初任者研修修了者			1名	1名	2名
護職	7-	の他		2名	1名	3名
員						
調理員調理師		調理師		3名	0名	3名
その他						
営綿	善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善善			1名	1名	2名

(3) 同施設の設備の概要

入所定員	29名(特養)		
居室 1人部屋	29室	(1室12.10㎡)	1階
共同生活室	3室	(1室20.50㎡)	1階
浴室	3室	(1室 7.98㎡)	1階
浴室の脱衣室	2室	(1室 5.00㎡)	1階
浴室の脱衣室	1室	(1室 4.98㎡)	1階
特浴	1室	(1室10.80㎡)	1階
特浴の脱衣室	1室	(1室 7.98㎡)	1階
事務室	1室	(1室39.38㎡)	1階
面談室	1室	(1室 9.10㎡)	1階
施設長室	1室	(1室18.26㎡)	1階
医務室	1室	(1室10.59㎡)	1階
厨房	1室	(1室43.74㎡)	1階
機能訓練室	1室	(1室37.54㎡)	1階
ボランティア室	1室	(1室13.40㎡)	2階
会議室	1室	(1室55.40㎡)	2階
宿泊室	1室	(1室12.56㎡)	2階
ユニットバス	1室	(1室 1.84㎡)	2階
ユニットバスの脱衣室	1室	(1室 2.23㎡)	2階

(4) 主な職員の勤務体制

工 8 1	
職種	勤 務 体 制
1.医師	火曜日·木曜日(14:30~15:30)
	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝: 6: 50 ~ 15: 50
2.介護職員	月勤: 8: 00 ∼ 17: 30
	遅勤: 12: 00 ~ 21: 00
	夜勤: 20: 50 ~ 7: 00
3.看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
3. 有 唆 収 貝	日勤: 8: 00 ~ 17: 30
4. 管理栄養士	標準的な時間帯における最低配置人員
4. 目 生不食 工	日勤: 8: 00 ~ 17: 30

3. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

種	類	内容
7年	757.	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した
		バラエティに富んだ食事を提供します。
食	事	・食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その 意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生
		活室で食事を摂ることができない入居者にあっては、居室に配膳し必要な食
		事補助を行うものとする。
	泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に
271		ついても適切な援助を行います。
入	浴	・年間を通じて週2回の入浴または清拭を行う体制を取ります。
	1 11	・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
		・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
離床、	着替え	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
		・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
整物	容等	・シーツ交換は、週1回実施します。
継 能	能訓練	・機能訓練指導員(看護職員)による入所者の状況に適合した機能
7/及 月已		訓練を行い、身体機能の低下を防止するようつとめます。
		・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。
		・緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
		・入所者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて
健康	管理	できるだけ配慮します。
() ()	日生	(当施設の嘱託医師)
		氏 名: 植木 英祐
		所属医院:植木内科医院
		診察日: 火曜日 14:30~15:30
		・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意
相談及	び援助	をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
		(相談窓口) 生活相談員
		・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を
社会生	生活上	実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
の便	宜	

(2) 介護保険給付外サービス

入所者の選定により提供サービス

- ① 食材費
- ② 特別な食事 (寿司等の出前、お酒等)
- ③ 貴重品の管理及び行政手続代行 利用者及びご家族による貴重品の管理及び行政手続きが困難な場合は、貴重品の管理 及び行政手続代行サービスを受けることができます。
- ④ 送迎サービス(入院、通院、個別の外出・外泊)
- ⑤行事、クラブ活動

4. 利用料金

	(1) 基本料金(<i>f</i>	ト護保険給付サービス	८)		1割負担者	2割負担者	3割負担者
			要介護度1		¥661	¥1,322	¥1,983
			要介護度2	1	¥730	¥1,460	¥2,190
1	入所者生活介護	費	要介護度3	1日あたり	¥803	¥1,606	¥2,409
			要介護度4		¥874	¥1,748	¥2,622
	l T		要介護度5	1	¥942	¥1,884	¥2,826
2	日常生活継続支	援加算(Ⅱ)		1日あたり	¥46	¥92	¥138
3	看護体制加算(]	I)イ		1日あたり	¥12	¥24	¥36
3	看護体制加算(I	I)イ		1 11 00/129	¥23	¥46	¥69
4	夜勤職員配置加	算(Ⅱ)イ		1日あたり	¥46	¥92	¥138
•	夜勤職員配置加	算(IV)イ		1日あたり	¥61	¥122	¥183
(5)	生活機能向上連	携加算(I)		1月あたり	¥100	¥200	¥300
9	生活機能向上連	携加算(Ⅱ)		1月あたり	¥200	¥400	¥600
6	個別機能訓練体	制加算(I)		1日あたり	¥12	¥24	¥36
0	個別機能訓練体	制加算(Ⅱ)		1月あたり	¥20	¥40	¥60
(7)	ADL維持等加算	I(I)		1月あたり	¥30	¥60	¥90
\cup	ADL維持等加算	I(II)		1月あたり	¥60	¥120	¥180
8	若年性認知症入	所者受入加算		1日あたり	¥120	¥240	¥360
9	精神科医療養指	導加算		1日あたり	¥5	¥10	¥15
10	外泊加算			1日あたり	¥246	¥492	¥738
11)	外泊時在宅サー	ビス利用費用加算		1日あたり	¥560	¥1,120	¥1,680
12	初期加算			1日あたり	¥30	¥60	¥90
13	安全対策体制加	算		入居時に1回	¥20	¥40	¥60
14)	再入所時栄養連	携加算		1回あたり	¥200	¥400	¥600
	退所前訪問相談	援助加算		・1回あたり	¥460	¥920	¥1,380
1 5)	退所後訪問相談	援助加算			¥460	¥920	¥1,380
100	退所時相談援助				¥400	¥800	¥1,200
	退所前連携加算				¥500	¥1,000	¥1,500
16	栄養マネジメント	強化加算		1日あたり	¥11	¥22	¥33
17)	経口移行加算			1日あたり	¥28	¥56	¥84
(18)	経口維持加算(]	I)		1月あたり	¥400	¥800	¥1,200
	経口維持加算(I	1)		17,107/07	¥100	¥200	¥300
(19)	口腔衛生管理加	算(I)		1月あたり	¥90	¥180	¥270
	口腔衛生管理加	管理加算(Ⅱ)		17,107/07	¥110	¥220	¥330
20	療養食加算			1食あたり	¥6	¥12	¥18
21)	配置医師緊急時效	は広加算 ┣━━━━	59 6:00~7:59	・ 1回あたり	¥650	¥1,300	¥1,950
•••		22:00~5:59		1,0,10,	¥1,300	¥2,600	¥3,900
		死亡日以前31日以			¥72	¥144	¥216
	看取り加算(I)	死亡日以前4日以上		1日あたり	¥144	¥288	¥432
	個以ソ川昇(/	死亡日の前日及び前	前々 日	1 100100	¥680	¥1,360	¥2,040
22		死亡日			¥1,280	¥2,560	¥3,840
	 看取り加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以			¥72	¥144	¥216
		死亡日以前4日以上		1日あたり	¥144	¥288	¥432
		死亡日の前日及び前	前々 日	I H 0//C7	¥780	¥1,560	¥2,340
	死亡日			<u> </u>	¥1,580	¥3,160	¥4,740
	在宅復帰支援機			1日あたり	¥10	¥20	¥30
24	在宅·入所相互和	川用加算		1日あたり	¥40	¥80	¥120

	認知症専門ケア加算(I)			¥3	¥6	¥9
25)	認知症専門ケア加算(Ⅱ)		1日あたり	¥4	¥8	¥12
	認知症行動•心理症状緊急対応加	算		¥200	¥400	¥600
26)	褥瘡マネジメント加算(I)		1月あたり	¥3	¥6	¥9
20	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		1月あたり	¥13	¥26	¥39
	排せつ支援加算(I)		1月あたり	¥10	¥20	¥30
27)	排せつ支援加算(Ⅱ)		1月あたり	¥15	¥30	¥45
	排せつ支援加算(Ⅲ)		1月あたり	¥20	¥40	¥60
28	自立支援促進加算		1月あたり	¥300	¥600	¥900
29	科学的介護推進体制加算(I)		1月あたり	¥40	¥80	¥120
(23)	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり	¥50	¥100	¥150	
	サービス提供体制強化加算(I)			¥22	¥44	¥66
30	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		1回あたり	¥18	¥36	¥54
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)			¥6	¥12	¥18
	a,介護職員処遇改善加算 I	上記①から③により)算定した金額	の1000分の8	3に相当する	金額
31)	b,介護職員処遇改善加算Ⅱ	上記①から③により)算定した金額	の1000分の6	0に相当する	金額
	c,介護職員処遇改善加算Ⅲ 上記①から③により)算定した金額	の1000分の3	33に相当する	金額
(32)	a,特定処遇改善加算 I	a,特定処遇改善加算 I 上記①から⑪により		の1000分の2	27に相当する	金額
JL)	b,特定処遇改善加算Ⅱ	上記①から③により算定した金額の1000分の23に相当する金額			金額	
33	介護職員等ベースアップ支援加算	上記①から③により	算定した金額	の1000分の1	6に相当する	金額

- ※ 1割負担者とは年金収入等が280万円未満の方
 - 2割負担者とは年金収入等が280万円以上340万円未満の方
 - 3割負担者とは年金収入等が340万円以上の方
 - 詳しくは保険者へお問い合わせください。
- ※ 自立・要支援と判定された方で、入所を希望される場合、別途相談に応じます。
- ※ 入所期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取扱いについては、介護保険給付の扱いに 応じた料金となりますのでご了承ください。

居住費及び食費は介護保険負担限度額認定証に記載された区分ごとに負担限度額が決められています。

	対象者		
	生活保護受給者		
	老齢福祉年金受給者	第1段階	
世帯全員	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下、預貯 金が単身650万円、夫婦で1,650万円未満	第2段階	
市町村民税非課税	利用者負担第2段階以外の方で、課税年金収入が80万円超120万円以下、預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円未満	第3段階①	
	利用者負担第2段階以外の方で、課税年金収入が120万円 超、預貯金が単身550万円、夫婦で1,550万円未満	第3段階②	
	非該当		

※ 第1~3段階の要件に「世帯分離をしていても配偶者が非課税であること」が加わります。

③ 居住費 1日あたり

	当法人の定める利用料					
	¥2,006					
厚生第	労働省の定め	うる負担限度額	・非該当			
1段階	2段階	1 非該目				
¥820	¥820	¥1,310	限度なし			

※ 入院、外泊期間は、居住費(2,006円)をご負担いただきます。

③2食費

1日あたり

	当法人の定める利用料					
	¥1,445					
厚	非該当					
1段階	か砂ヨ					
¥300	¥300 ¥390 ¥650 ¥1,360					

- (2) その他の料金(介護保険給付外サービス)
 - ①特別食(寿司等の出前、お酒等)

要した費用の実費

② 貴重品(現金、通帳、各種証書、印鑑等)の管理

1日あたり ¥30

③ 送迎費

※ 市外については、1回あたり片道1時間以上の送迎の場合実費となります。

④ 行事、クラブ活動費

要した費用の実費

⑤ 電化製品持込使用費用

テレビ 50円/日 冷蔵庫 50円/日 加湿器 100円/日 電気ポット 50円/日 電気毛布・電気湯たんぽ 50円/日

- (3)ご家族の宿泊料金及び食費
 - ①宿泊室利用の場合

宿泊費(入浴込み) お一人1泊 2,000円 布団貸出 一組 300円

②入居者居室での場合

宿泊費 お一人1泊 300円 布団貸出 一組 300円 ベッド貸出 300円 入浴費 300円

③食費

朝食 370円 昼食 590円 夕食 510円

(4) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までにお支払いください。 お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、窓口支払い、銀行振込、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

5. 入退所の手続き

(1)入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)退所手続き

① お客様のご都合で退所される場合 退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立) または要支援1・2、要介護1・2と認定された場合。

ただし、要介護1・2と認定されたお客様は、認定期間満了までに特例入所要件に該当すると判断された場合には、特例入所として入所を継続することができます。

お客様がお亡くなりになった場合

③ その他

- ・お客様が、サービス利用料金の支払を6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、 又は入院後3ヶ月経過しても退院出来ない事が明らかになった場合、文書で通知の上、 契約を終了させて頂く場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、 お申し出下さい。
- ・ 入院(外泊)期間中は、外泊加算及び居住費をご負担いただきます。経済的負担が大きくなる為、 入院された際は都度、相談させて頂きます。
- ・お客様が病院又は診療所に入院し、施設及び地域事情を勘案され自主退所された場合、 退院後に再入所を希望される場合は、入所判定指針に基づき入所順位は最上位として取り扱います また、当施設への入居待機期間中、短期入所生活介護を優先的に利用できるように努めます。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

6. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

•面会	 来訪者は、面会時間(8:00~21:00)を尊重し、必ずその都度
	「面会簿」に記入してください。宿泊を希望される場合は、職員へ
	ご連絡下さい。
•外出、外泊	 外出、外泊の際は、「外出・外泊届」に記入し提出してください。
•飲酒、喫煙	 喫煙は所定の場所以外はお断りします。
	飲酒は、食堂をご利用下さい。
・設備、器具の利用	 施設内の備品や器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。
	これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していた
	だくことがございます。
・金銭、貴重品の管理	 利用者がお持ちの金銭・貴重品は、ベッドサイドキャビネットを
	使用し、各自で管理をお願いします。
	なお、当施設では責任を負いかねます。
	利用者本人での管理が困難な場合は、生活相談員にご相談く
	ださい。
•迷惑行為等	 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
·宗教活動·政治活動	 施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠
	慮ください。
·ペット	 施設内でのペットの飼育はお断りします。

7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化や事故等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急	緊急連絡先					
	氏名					
	住所					
	電話番号					
	続柄					

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発した場合は、速やかに 損害賠償いたします。なお、当事業所は(株)損害保険ジャパンと損害賠償保険契約を結んでおります。

9. 協力医療機関

アメニティいわどでは、次の医療機関と歯科医療機関に協力をいただいております。

① 協力病院 植木内科医院 南島原市口之津町甲1642

② 協力歯科医院 立川歯科医院 南島原市加津佐町己3240-5

10. 非常災害対策

11. 第三者評価の実施状況

実施の有無	有 • 無	実施した評価機関の名称	
実施した直近の年月日	年 月 日	評価結果の開示状況	

12. サービス内容に関する相談・苦情

- (1)利用者からの相談または苦情等に対する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
 - ① 常時、事業所に担当者を窓口として待機させ、来所や電話による相談や苦情の対応にあたる。
 - ② 担当者は基本的に生活相談員とし、不在の場合はその他従事者、または併設施設の事務担当者が対応し、その後生活相談員に連絡する。

当施設ご利用者相談・苦情担当

解決責任者 管理者

受付担当者 生活相談員 TEL 0957-73-9525

第三者委員 連絡先

正木 玲子 南島原市加津佐町己2475 TEL 0957-87-2683 吉田 博昭 南島原市加津佐町己2849-1 TEL 0957-87-3131

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情等が確認された場合は、早急に生活相談員が対応し、管理者に報告を行う。

対応する生活相談員は、管理者の判断により、その者の対応では不適切と考えられる場合は、 管理者又は他の従事者が対応する体制をとる。

対応については、利用者等の状況により、電話・訪問・来所等の方法で苦情の内容を把握し、分析を行う。

苦情の原因を明らかにした後には、適宜その要望や苦情に応じて解決方法を検討し、再度の苦情発生の予防に配慮し、利用者及び家族に説明を行う。

(3)その他相談窓口

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 TEL 0957-61-9101

南島原市 福祉課 TEL 0957-73-6651

長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課

受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日、12月29日から1月3日を除く)

TEL 095-826-1599(苦情相談直通) FAX 095-826-1779

13. 法人の概要

名称·法人種別 社会福祉法人 白寿会 代表者役職·氏名 理事長 久間英俊

本部所在地•電話番号 長崎県南島原市加津佐町丙1855番地2 電話:0957-87-4887

施設・拠点等 特別養護老人ホーム 5ヵ所

短期入所生活介護 5ヵ所 通所介護 2ヵ所 訪問介護 3ヵ所 在宅介護支援センター 1ヵ所 居宅介護支援事業者 2ヵ所

認知症対応型共同生活介護 3ヵ所認知症対応型通所介護 2ヵ所

サービス付高齢者向け住宅 1ヵ所

14. その他

この重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて 重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 白寿会

<事業者名> アメニティいわど

<住所> 長崎県南島原市加津佐町乙9番地 <代表者名> 施設長 林田真理子 印

説明者 所属

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要 事項の説明を受けたことについてその内容に同意します。

利用者 住所

氏名

(署名代理人) 住所

氏名 印

保証人 住所

氏名

住所

氏名 印